

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 産業政策課

法令名	貸金業法	法令の番号	昭和58年法律第32号					
手続名	役員解任命令	根拠条項	第24条の6の4第2項					
処分基準	<p>貸金業者の役員が、貸金業法第24条の6の4第1項第2号から第12号までに掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該貸金業者に対し当該役員の解任を命ずることができる。</p>							
	<p>(監督上の処分) 第二十四条の六の四 略 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が、前項第二号から第十二号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該貸金業者に対し当該役員の解任を命ずることができる。</p>							
対応区分	① 聴聞の実施	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課		目次NO	44
	② 弁明の機会の付与							